

2019年度

# 事業計画書

理事会 平成31年3月23日 承認

理事会 令和元年5月29日 承認（一部修正）

学校法人 聖泉学園

# 目 次

はじめに	1
I 中期計画に基づく2019年度の事業計画	
1. 教育の充実	3
2. 学生支援の充実	4
3. 研究の推進	6
4. 地域貢献・連携の推進	7
5. 意欲ある学生確保	7
6. 大学運営・経営強化	8
II 2019年度予算の概要	
1. 予算の編成方針について	13
2. 収支予算書について	
(1) 資金収支予算書	14
(2) 事業活動収支予算書	15

## ■はじめに

1985年4月に滋賀県と彦根市の要請により、「社会への奉仕の精神」を持ち、「高度な知識・技術を身につけ、地域社会に貢献する」人材を育成する教育機関として、聖隷学園聖泉短期大学を設立しました。

その後、2003年4月に「こころ」に問題を抱える人を理解し、支援する教育研究が必要との認識から、人間学部人間心理学科の1学部1学科よりなる4年制の聖泉大学（以下「本学」という。）を開設し、新たに出発しました。

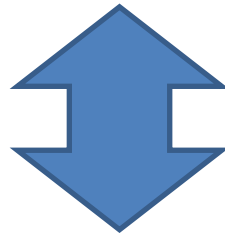
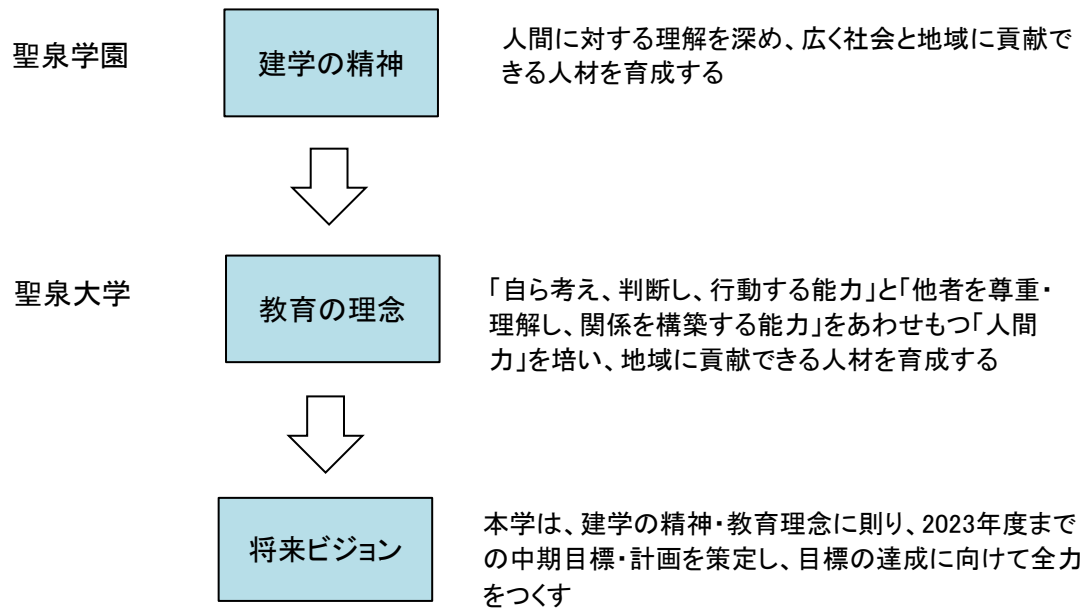
2011年4月には、地域の保健・医療のニーズに応えるため、一般社団法人水口病院からの多大な寄付金の提供と水口病院への学校用地の売却という協力を得て、看護学部を開設しました。さらに、滋賀県、滋賀県看護協会からの強い要望があり、2015年4月には、病院・医療現場等において、高い専門知識を備えた看護実践リーダーの育成するための大学院看護学研究科を開設しました。同時に滋賀県内の周産期医療を担うため、別科助産専攻を開設し、現在に至っています。

本学は、建学の精神を踏まえ、教育理念を掲げ、不断の大学改革を通じて、地域に根差し、地域から親しまれ地域に貢献できる大学として持続的に発展していく大学づくりを目指しており、その実現のために、経営改善計画（2015～2019年度）を継承し、経営基盤の安定化を図るため、5年後を見据えた中期目標・中期計画を策定しました。

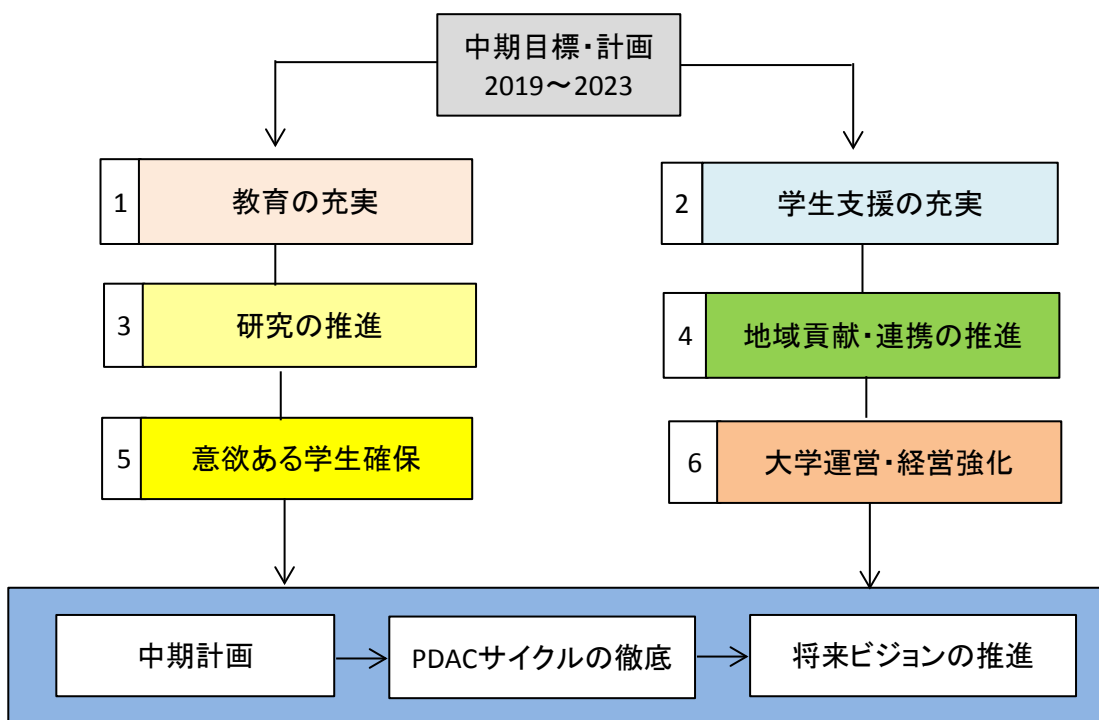
変化する時代にあっても選ばれ続ける学園・大学として発展していくという自覚を教職員一人ひとりが持ち、学長のリーダーシップのもとで、教職員の意識の共有化を図り、協力して事業計画を着実に達成するよう努めていきます。

2019年度も財政基盤の安定を図り、さらに健全な財務体質の構築に向けて積極的に取り組んでいきます。

■建学の精神・教育の理念・将来ビジョン



持続発展可能な経営基盤の確立



# I 中期計画に基づく平成31（2019）年度の事業計画

注)黒枠内は中期計画、「・」は事業計画を示す。

1 教育の充実に関する目標を達成するための措置	
1) 単位・卒業・修了認定に関する目標を達成するための措置	
1	<p>(1)-1 単位・進級・卒業・修了認定等基準の厳正な運用            ○各学部等の教育目標を踏まえて、ディプロマ・ポリシーを、見直し検証しつつ教育課程を充実させる。            ○ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級判定基準、卒業認定基準、修了認定基準を見直し検証する。</p> <p>・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用し、実施する。併せてディプロマ・ポリシーと3基準の整合性について検討する。</p> <p>・カリキュラム検討委員会を立ち上げ、2018年に行ったFDの成果をもとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを見直し、カリキュラムの素案を作り、全教員と教務課の周知を図る。</p> <p>・国際看護学領域の開設に向けた準備を行う。</p> <p>・ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラムマップおよび授業内容の検討・実施、学生への周知や意識付け、厳正な修了判定を行い、具体的な修了認定基準について見直しを実施する。</p>
2	<p>(1)-2 厳格な成績管理の実施            成績不振の学生に対する「警告」の仕組みを整備し、成績分布状況をグラフ化するなどにより適正な成績管理を行い、公表する。</p> <p>・入学後の学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの方法により、学修成果を評価する。また、成績の分布状況を把握し、厳格かつ適切に成績管理を行い、公表する。</p>
3	<p>(1)-3 GPA制度の活用            GPA制度をキャップ制、学修指導、進級・卒業判定・退学勧告及び表彰・奨学金など制度基準に活用する。</p> <p>・成績優秀者に対するキャップ制の緩和措置や成績不振者への退学勧告にGPA制度を活用することを検討する。</p> <p>・国家試験対策低迷者、成績優秀者の表彰及び在学生奨学金の抽出にGPAを活用する。</p>
2) 教育課程と教授方法に関する目標を達成するための措置	
4	<p>(1)-1 カリキュラム改革            多様な学生に対応できる体系的なカリキュラム改革を全学部で推進する。ナンバリング等の手法を用いて学生の主体的な学修を促進するとともに、ルーブリック等を参考に学修成果の評価方法の改善を行う。</p> <p>・カリキュラムツリーを用いたカリキュラム説明を実施し、学生への周知徹底を図る。</p> <p>・カリキュラム検討委員会を立ち上げ、新カリキュラム案を作成する。</p> <p>・国際看護学領域開設のための準備を行う。</p> <p>・社会人入学生を含む学生は、知識・経験が多様である。それぞれの長所・短所を補いながら学び合えるよう教育の課題や効果について検討を行い、教育の工夫を図る。また、ディプロマ・ポリシーを意識した教育、その評価のために修了報告会を開催し、各科目の目標、授業内容、評価方法を継続的に見直す。</p> <p>・IR情報（学修時間などの学修調査、資格取得実績、就職等の状況）を利用して、カリキュラムの適切性について見直し・検討する。</p>
5	<p>(2)-1 教養教育の充実            教養教育は、全学教務委員会を中心に、カリキュラム・ポリシーに沿って、全学共通科目の新設を含め、教養教育の枠組みと授業科目について検討・整備する。</p> <p>・建学の精神に基づき、共通科目として「地域志向の科目」の充実を検討する。            ・高年次への共通科目の配置など教養科目においても体系性を検討する。</p>

6	<p>(3)-1 教授方法の工夫・開発 ディプロマ・ポリシーの達成のために、アクティブ・ラーニング型授業の開発を促進するとともに、学生の学修成果を把握し、教育効果を検証することにより、教授法の工夫・開発に取り組む。また、FD研修、授業参観を実施し、教員間評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数教育の特性を生かし、必要に応じて対話型授業を推進する。</li> <li>・授業評価等を参考に各科目で授業改善に向けた具体的取組みを可視化</li> <li>・継続的な評価のシステムを考案する。</li> <li>・教員相互の授業参観を実施し、授業方法・評価方法等の改善に取り組む。</li> <li>・授業評価等を参考に各科目で授業改善に向けた具体的取組みを可視化・継続的な評価のシステムを考案する。</li> <li>・実務経験豊富な教員による事例展開や演習を多く取り入れた授業を行い、主体的学びを促す。具体的には、グループワーク、学習管理システム(manaba)の活用を通して、健康教育(公開講座、学部学生向け性教育、市民健康教育等)の実施や助産学研究の調査など、自ら計画→実施→評価を行わせ、PDCAを意識付けた教育を実践する。</li> <li>・実務経験のある教員による授業科目を6科目以上配置する(看護学部は全教員、実務経験あり)。</li> <li>・FD委員会と連携し、学生の特性に応じた教授法として、どのようなものが適するのかを検討する。</li> </ul>
3)学修成果の点検・評価に関する目標を達成するための措置	
7	<p>(1) 点検・評価の確立 3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するとともに、教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて点検・評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の入学選抜、カリキュラムの内容・学修方法・学修支援や学修成果、教員組織、施設・設備、社会との接続などに関して、3つのポリシーを踏まえた教育の実施と成果について評価を行うに当たり、自治体や企業・病院施設など外部からの意見を取り入れる仕組みを検討する。</li> <li>・3つのポリシーに照らした取組の適切性について、大学と学生代表者との意見交換会を開催する。</li> </ul>
8	<p>(1)-2 学修状況の把握と検証 専任のIR担当者を配置するとともに、学生の学修状況を把握するため、学習管理システム(manaba)を活用し、学生の入学時から卒業までの一貫した学修記録のデータを収集分析して、学修成果を可視化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生、教員が学習管理システム(manaba)を効果的に活用できるように整備する。</li> <li>・学生の学習時間を確保するため継続的に学生調査を実施し、学習時間の拡大につながる対策を検討する。</li> </ul>
9	<p>(1)-3 授業評価アンケート調査の活用 授業評価アンケートを年2回実施し、アンケート調査結果を全科目担当教員にフィードバックし、授業内容や教育方法の改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生による授業評価アンケートを継続して年2回実施し、科目担当教員にフィードバックするシステムを構築する。</li> </ul>
10	<p>(1)-4 卒業時のアンケート調査 卒業時アンケートの学生調査において、ディプロマ・ポリシーの達成度を評価するシステムを構築し運用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生調査におけるディプロマ・ポリシー達成度の評価システムを構築する。</li> </ul>
4) 教学マネジメントに関する目標に達成するための措置	
11	<p>(1)-1 教学マネジメントの確立 3つの方針に基づく教育について、その成果を評価するための質的水準や具体的な実施方法などを定めた方針(アセスメント・ポリシー)を策定・活用し、教育の改善・改革につなげる。また、確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に活用し、その取組を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教学マネジメントの確立に必要なアセスメント・ポリシーを策定するため、ワーキンググループを立ち上げ検討(①学修目標の具体化、②体系的な教育課程の編成、③成績評価の信頼性の確保、④学修成果の把握・可視化)を開始する。</li> </ul>
2 学生支援の充実に関する目標を達成するための措置	
1)学修支援に関する目標を達成するための措置	
12	<p>(1)-1 TAなどを活用した支援 教員の教育活動を支援するため、TAなどを活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・TAの任用にあたり、TAの業務の明確化と給与等について整備する。</li> <li>・SAの活用について、その体制整備を検討する。</li> <li>・学部学生に対する演習等の教育補助にTAを活用する。</li> <li>TAとして採用された教育サポートスタッフへの研修制度を検討・実施する。</li> </ul>

13	<p>(1)-2 初年次教育の充実 大学での学修や学生生活にスムーズに臨めるよう、スタートである1年目から、心構えや目標を定めるサポート体制を強化する。</p> <p>キャリア教育科目「キャリアデザイン」「基礎ゼミ」をとおして、入学後、大学生活にできるだけ早く慣れることと、社会に出からのコミュニケーション力の育成を担う。</p> <p>「フレッシュゼミ」、「キャリア教育」により、入学後の大学生活の導入を図り、社会人基礎力の土台づくりを行う。</p>
14	<p>(1)-3 ボランティア活動の支援 学生の自主的な地域活動やボランティア活動を支援する。</p> <p>・学生の自主的な地域活動やボランティア活動をキャリア形成の視点から積極的に支援する。ボランティア支援制度の一層の周知を図り、ボランティア活動の促進を目指す。</p>
15	<p>(1)-4 低学力者の支援 中途退学の実態・原因をいち早くつかみ、適切な指導が行えるよう、支援体制を強化する。</p> <p>・過去3年間(平成27～29年度)の学部の平均退学率(除籍含む)は、3.7～5.3%となっており、これを上回らないよう以下の対応策を講ずる。</p> <p>①「学生の特性及び出席状況等の把握」、「定期的に面談」を実施する。</p> <p>②教授会等において学生情報を共有する。</p> <p>③保護者へ成績通知を行うとともに、退学の意向を示す学生に対しては、保護者との面談を実施する。</p> <p>・IR室において、休学や退学・除籍等について、学生データの収集、分析を行う。</p>
16	<p>(1)-5 欠席傾向のある学生への早期支援 授業における出欠管理を徹底する。</p> <p>・授業における出席管理を継続して行い、把握したデータを検証し、教職員間で情報を共有する。</p>
17	<p>(1)-6 障がい学生支援の推進 障がい学生支援に関する基本方針及びガイドラインを学内に周知徹底し、支援体制を充実する。</p> <p>・障がい学生が安心して学生生活を送るための組織横断的な支援体制を強化するとともに、障がい学生の支援に関する規程を整備する。</p>
<p>2)キャリア支援に関する目標に達成するための措置</p>	
18	<p>(1)-1 教育課程内でのキャリア教育支援 キャリア教育科目を充実していくとともに、企業や自治体と連携しながらインターンシップ及びボランティアなどの活動を活性化させ、社会人基礎力の育成を強化する。 また、グローバル社会で活躍できる人材の育成に向けた語学研修プログラムを充実させる。</p> <p>・キャリア教育科目において、学外の実務家教員に一部を依頼し、資格取得支援体制を強化する。</p> <p>・キャリア教育科目の中で短期インターンシップに少なくとも1回は参加させ、社会人基礎力のうちの「前に踏み出す力」を育てる。</p> <p>・インターンシップにおいては、県内病院との連携をもって、低学年より取り組む。</p> <p>・入学時のフレッシュゼミ、その後のキャリア教育Ⅰ～Ⅳにおいて、看護専門科目の履修のほか社会人基礎力を身に付けることを積み上げ、科目として完成させる。また、PROGテストによりその評価を行う。</p> <p>・語学研修の補助額を拡大し、学部教育の国際化の一助とする。</p>
19	<p>(1)-2 教育課程外でのキャリア教育支援及びキャリアアップ講座・卒業後教育の充実 学生の適性に応じた就職支援及び就職先開拓に取り組むとともに、高い就職率を維持する。 また、キャリアアップセンターにおいては、地域の保健・医療・福祉・教育関係者の看護研究実践力の育成に寄与するよう、臨床現場等との共同研究を推進する。</p> <p>・人間学部の学びの延長として求められる資格を明確化するとともに、入学して早い段階から様々な資格・試験にチャレンジできる就職支援体制を強化し、より効果的な資格制度を運用する。併せて就職率100%を目指す。</p> <p>・国家試験対策として引き続き実施し、看護学部において、新卒者の国家試験合格100%を目指す。</p> <p>・卒業生に対してキャリア(就職・進学)の状況等に関する卒業アンケート調査を実施する。</p> <p>・キャリアアップ研修会を通して、卒業生の卒後教育を行う。</p> <p>・キャリアアップ研修臨床NS及び卒業生、修了生の看護学研究科への入学を推奨する。</p>

<b>3) 学生サービスに関する目標を達成するための措置</b>	
20	<p>(1)-1 学生生活の支援 学生生活等に困難を抱かえる学生が相談しやすい環境を整備する。 また、学内における教育支援活動や学生自身の社会性の向上に資するため、学生に対する、学内ワークスタディ事業を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生からの相談、苦情などを適切に聴取し、迅速に対応できる学生相談員の配置を検討する。</li> <li>・学内ワークスタディに関する規程を制定し、実現に向けた計画を立案する。</li> </ul>
21	<p>(1)-2 奨学金制度の見直し 授業料免除などの経済支援制度の見直しを行うなど、より効果的な支援策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的支援が必要な学生が一人でも多く安心して学生生活が送れるよう、学内奨学金支援体制を整備する。</li> <li>・入学試験において優秀な成績を収めた学生に与えられる特別奨学金制度について、その成果と課題を検証し改善を図る。</li> <li>・特別クラブ奨学金受給者の現状を把握し、特別クラブの奨学金の内容を見直し、整備する。</li> </ul>
22	<p>(1)-3 課外活動支援の強化 クラブ活動、ボランティア活動及び大学祭活動の支援や学生表彰制度の実施など、課外活動を学生の自己形成の場として幅広く支援する。また、特別クラブを支援する体制を見直し、充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ・身体運動支援センターの業務のうち特別クラブへの支援体制について、全体を見直し、整備する。</li> <li>・特別クラブの監督の資質向上のための研修を企画し、実施する。</li> </ul>
23	<p>(1)-4 心身の健康保持支援 学生生活上の心の悩みやトラブル、健康等に対する相談・指導・支援については、カウンセリングセンター及び保健室と連携を図り、きめ細かな支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルスの問題を抱かえる学生が増加傾向にあり、カウンセリングセンターが中心となり、相談員、保護者、関係教員と連携して学生の支援を行う。</li> <li>・ハラスメント予防対策として、研修会の開催、相談員体制の強化、周知徹底など支援を強化する。</li> </ul>
24	<p>(1)-5 学友会と大学との相互協力 学生の自治組織としての学友会と大学との関わり方について、その相互間の支援体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学友会と大学との関わり方について明確にするため、会則を見直し、制定する。</li> </ul>
<b>4) 学生の意見・要望への対応に関する目標を達成するための措置</b>	
25	<p>(1)-1 学生の意見等のくみ上げと活用 学生調査、意見箱の設置により学生の意見等をくみ上げ、学修相談、学生生活及び学修環境などの満足度を把握し、学生支援等の改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習管理システム(manaba)のアンケート機能を活用し、これまで以上に学生の意見をくみ上げ、要望の把握や満足度の向上に寄与できるよう改善する。</li> </ul>
<b>3 研究の推進に関する目標を達成するための措置</b>	
<b>1) 研究の推進に関する目標を達成するための措置</b>	
26	<p>(1)-1 研究水準の向上 教員の研究活動の奨励及び研究水準の向上を図るため、校務の縮減・サバティカル制度などの体制を整備するとともに、研究倫理教育を確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サバティカル制度の導入について検討する。</li> <li>・地方自治体、産業界等のニーズを把握し、本学が持つシーズとのマッチングを行い、その課題解決を図るための研究を推進する。</li> <li>・看護学部ではキャリアアップ研修の受講者と病院や福祉施設などと連携し共同研究を推進する。</li> <li>・FD委員会とも協働して、研究倫理研修会を行い、広く周知する。</li> </ul>
27	<p>(1)-2 研究成果の情報発信 学会誌や研究紀要などへの投稿を促し、研究活動を通して得られた成果を学術機関リポジトリを活用するなど多様な形態で、社会に積極的に発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術誌、学会等を通して、研究成果を発信するとともに、個人及び領域の年次報告、自己評価に記載していく。</li> </ul>



<b>2) 研究支援に関する目標を達成するための措置</b>	
28	<p>(1)-1 研究支援体制の強化 競争的外部資金(科学研究費補助金、共同研究、受託研究、研究助成金)の新規申請率を向上させるため、研究支援体制を強化する。</p> <p>・科学研究費補助金については、さらに申請・採択件数を増やすために、引き続き教授会に働きかけるなど教員への周知を行う。また、共同研究などについては、地域連携交流センターをとおして獲得に向けて積極的に取り組む体制を整える。</p>
<b>4 地域貢献・連携の推進に関する目標</b>	
<b>1) 地域貢献・連携に関する目標を達成するための措置</b>	
29	<p>(1)-1 地域連携交流センターの機能強化 地域貢献の総合窓口として機能を果たすとともに、地域課題解決の取組が一層効果的になるよう、体制を強化する。</p> <p>・学長のリーダーシップの下、地域連携を推進する。 ・地域の他大学との連携を推進する(環びわ湖大学・地域コンソーシアム、彦根3大学、近江地域学会、COC+事業の推進とポストCOC+の協議、彦根・長浜地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォームの事業推進とKGI・KPI・中長期計画策定)。</p>
30	<p>(1)-2 地方自治体、産業界等との連携 地域の課題を解決するために包括連携協定をもとにした連携や受託事業・受託研究・共同研究を推進する。</p> <p>・連携協定先との定期的な協議の場を設ける。 ・滋賀県パラスポーツプロジェクトや環びわ湖大学・地域コンソーシアム大学地域連携課題解決支援事業等を推進する。</p>
31	<p>(1)-3 地域住民に対する生涯学習の機会を提供するとともに各種団体・地域住民との連携推進に取り組む。</p> <p>・彦根市社会福祉協議会と連携推進、稲枝地区社会福祉協議会福祉推進会議を活用し地域住民と意見交換を行う。 ・SDGsをテーマとした公開講座やセミナー大会を開催する。</p>
32	<p>(1)-4 学生の地域連携活動や地域貢献活動を推進する。</p> <p>・学生の地域連携交流委員の募集推進、彦根市消防機能別分団への入団を目指す。 ・近江楽座の予算を確保し学生の地域貢献活動を支援する。</p> <p>・社会で活躍する同窓生(卒業生)に情報を発信し、本学の認知度を高めるとともに、ホームカミングデーを引き続き検討し、学生や卒業生の帰属意識を高める。 ・後援会事業を通じて、学生・父母に対して詳細な情報を提供することにより、深い関心をもってもらい満足度を高める。また、後援会総会をより参加の多い入学式終了後に開催することについて検討する。</p>
<b>5 意欲ある学生確保に関する目標を達成するための措置</b>	
<b>1) 入学者受入れに関する目標を達成するための措置</b>	
33	<p>(1)-1 入学者選抜の改善 アドミッション・ポリシー及び志願者状況に基づき、入学後の学生調査等のデータを踏まえ、必要に応じて入試科目や入試区分別の募集定員の見直しなど入学者選抜の改善を行うとともに、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ」の3要素を多面的・総合的に評価する入試に転換する。</p> <p>・学力の3要素の観点から多面的・総合的な評価を行う入試方法に改善する。 ・2021年度から実施される大学入試共通テストの導入に備え(予告含む。)、各入学試験種別での選抜方法の在り方を見直し、新たなルールを構築し、予告を公表する。</p>
34	<p>(2)-1 入学者比率の適正化 学部・学科における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の適正化を図る。</p> <p>・入学定員の確保及び比率の下限を維持するために、広報戦略の事業と連動して、入学者数を増加させる取り組みを策定し、それに沿って年度当初から実行する。</p>
35	<p>(2)-2 在籍学生比率の適正化 各学部・学科、研究科、別科における収容定員に対する在籍学生数比率の平均を100%とする。ただし、人間学部の収容定員に対する在籍学生比率は改善させる。</p> <p>・収容定員に対する2020年度の在籍学生数比率が100%を下回らないようにする。</p> <p>・定員割れが続いていて学部においては、収容定員に対して、入学時における受入数を50人以上積み上げることにより、在籍学生数比率を改善する。</p>

36	<p>(3)-1 学生募集活動の強化          大学の特色・教育内容を大学案内、ホームページなどで周知するとともにオープンキャンパス、高校訪問、出張講義、業者による大学説明会、SNSを活用した情報発信を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校訪問重点対策として、滋賀県内を重点校・実績校・その他に3分類し、7エリアに分けて訪問する。県外は、京都・岐阜・福井・三重の実績校を訪問する。</li> <li>・「心理学」に関心をもっている高校生に対して、定期的に授業を行うプログラムを着実に実施し、高大連携・接続を推進する。</li> <li>・「看護学を学ぶ動機付け」を明確にするため、保護者の参加を得て、連続講座を継続して実施し、高大連携・接続を推進する。</li> <li>・従来通り定員を充たしていくよう、キャリアアップ研修修了生及び卒業生が入学できるように整備する。</li> <li>・オープンキャンパスの参加者数を前年度より上回るよう努める。</li> <li>・本学の教育の魅力を高校生に伝えるため、教員による出張講義を積極的に行う。</li> <li>・業者による学校説明会(共通を含む)を前年度より上回るよう努める。</li> </ul>
37	<p>(3)-2 入学定員の確保          数値目標を設定して、学修意欲の高い志願者の安定的な入学者数を確保するとともに現行の入試制度の分析及び検証を行い、質の高い入学者を確保する。</p> <p>人間学部において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の入学者数の動向を鑑み、直近の実績(2018年度41名)を踏まえて、50人以上を確保するよう努める。</li> <li>・いずれの入試方式においても学力の3要素を測ることができるよう、試験内容を変更する。</li> <li>・入学前課題の充実を図ることによってスムーズに初年次教育が受けられるよう準備する。併せて高大連携校との間で、より密度の高い入学前教育について、試験的に取り組む。</li> </ul> <p>看護学部において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員80名を確保するよう努める。</li> <li>・特別奨学金の見直しとともに、推薦入試の見直しを実施する。さらに、偏差値の高い学校からの入学生が増加するための方法を検討する。</li> </ul> <p>看護学研究科において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員6名の充足を継続するよう努める。</li> </ul> <p>別科助産専攻において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員10名の充足を継続するよう努める。</li> <li>・これまでの志願者の出身校および出身施設の分析を行い、優秀な人材の確保に向け、広報活動を行うとともに現行の入試制度を見直す。</li> </ul>
38	<p>(3)-3 大学広報の強化          戦略的な広報体制の強化及び大学案内、ホームページ、大学ポートレートなどにより、社会に向けた情報公開・情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学ポートレート(私学版)を活用して、最新の情報をホームページ上に公開する。</li> <li>・全学広報委員会を定期的開催し、全学的な広報の施策立案により戦略的な広報を推進する。</li> <li>・パソコン、スマートフォンなどSNSを利用したWebによる情報発信を充実する。</li> </ul>
39	<p>(4)-1 外国人留学生の受入れ          海外の連携大学から受け入れる外国人留学生に対する手厚い教育・生活指導等のサポート体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人留学生を受入れるにあたり、学修、進路、学生生活面でのサポート体制を強化する。</li> </ul>
<p><b>6 大学運営・経営強化に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p><b>1) 経営の規律に関する目標を達成するための措置</b></p>	
40	<p>(1)-1 経営の規律と誠実性          学校法人及び高等教育機関としての公共的・社会的役割と責任を自覚し、常に社会情勢の変化に対応した経営の規律と誠実性を維持しつつ、組織として、関連法令の改正動向を注視し必要に応じて、現規程の業務との整合性を検証し、着実に改正・制定を行い適切に運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働契約法19条に基づく無期転換対応、労働時間を適正に把握し、雇用管理の適正化を進める。</li> <li>・決裁権限規程を見直し、適正な決裁権限行使体制を整備する。</li> </ul>

41	<p>(1)-2 環境保全、人権、安全への配慮 CO2排出量削減に資するためのLED化や太陽光を活用した省エネルギー対策等の環境負荷低減、ハラスメントの防止や個人情報保護の確保、学生・教職員の健康管理や情報システム等の安全性の維持に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人及び大学が保有するすべての情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーの制定に着手する。</li> <li>・安全への配慮として、日常から、リスク発生時に即応する危機管理マニュアルを整備する。</li> <li>・心身の健康の維持・増進のため、ストレスチェックを継続して実施し、働きやすい職場環境に改善していく。</li> <li>・ワークライフバランス(仕事と生活の調和)を推進し、教職員が能力を十分発揮できる環境を整備し、働き方改革を推進する。</li> <li>・環境への配慮として、LEDなどの環境負荷低減と光熱水料などの節減による省エネ対策を継続して実施する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学学生委員会が中心となって、敷地内全面禁煙を継続して実施する。また大学周辺での立ち番指導も継続して実施する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権への配慮として、個人情報は安全に蓄積・保管し、個人情報への不正アクセス、紛失などが起きないよう安全対策を徹底する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハラスメントを防止するため、年1回継続して研修会等を実施する。</li> </ul>
2) 理事会の機能に関する目標を達成するための措置	
42	<p>(1)-1 理事会機能の強化 理事に対して定期的に学校法人及び大学の運営状況に関する情報を的確に提供するとともに、理事、監事等に対して研修の機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的な意思決定を行うため、理事の役割分担を明確にし、体制を強化する。</li> </ul>
43	<p>(1)-2 外部人材の理事への登用 多様な分野における経験や有意義な知見を大学の運営に生かし、自律的な運営を促進するため、外部人材の理事の登用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人材の理事の登用を促進し、豊富な経験を大学運営に活かす。</li> </ul>
3) 管理運営に関する目標を達成するための措置	
44	<p>(1)-1 監事及び監査法人との意見交換を踏まえた内部監査の強化 監事、監査法人及び内部監査委員会三者の定期ミーティングの機会を設け、監査実施に係る意見交換を行い、それを踏まえ内部監査委員会による財務監査、業務監査(教学監査含む。)、システム監査を適正に実施し、業務の改善や是正につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査委員会は、内部監査実施計画に基づき、内部監査を実施するとともに、業務監査のうち教学監査も実施し、年度末には財務監査を実施する。</li> <li>・内部監査委員長は、内部監査実施計画や内部監査結果を報告し、三様監査の連携に努める。</li> </ul>
45	<p>(1)-2 評議員会機能の実質化 評議員会は理事会の意思決定に対してチェックを行う役割を担うとともに、幅広い意見を総合的に大学運営に対して提言する諮問機関としての役割を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の議長を「選任又は理事長をもって充てる」を「選任」とすることについて検討する。</li> </ul>
4) 安定的な経営確保に関する目標を達成するための措置	
46	<p>(1)-1 中期計画に基づく適正な予算配分 中長期的な計画に基づく適切な財務運営を行うとともに事業計画の厳選や既存事業の見直しを継続して行い、事業活動収支の改善を図り、重点事業へより効果的に予算を配分できるよう編成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標・中期計画を踏まえ、PDCAサイクルを機能させて、2019年度事業計画を作成する。</li> <li>・毎年度予算編成基本方針を策定し、資金収支予算書及び事業活動収支予算書を適正に作成する。</li> <li>・予算編成のスケジュールに従い、予算を確実に配分する。また、事業計画と連動方策を検討する。</li> <li>・事業計画の中間報告の実施を目指し、進捗管理を強化する。また、財務についても、予算の執行状況を含めた中間報告を実施する。</li> <li>・教育改革、研究活動、地域貢献活動の推進、学修環境の整備などを充実するため、学長裁量経費を拡大する。</li> </ul>
47	<p>(1)-2 自己収入の増加 科学研究費補助金や特別補助金等の競争的外部資金の獲得や寄附金の受け入れなど、全学的な体制を整備し、自己収入を増加させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の修学支援活動、教育研究活動などの取り組みを充実・強化するため、同窓会と話し合いの機会を設けるなど、教育研究支援基金の設立を検討する。</li> <li>・私立大学等改革総合支援事業(タイプ1、タイプ5)、私立大学等経営強化集中支援事業を継続して申請する。</li> </ul>

48	<p>(1)-3 定員管理と人件費の抑制 大学設置基準に留意し、人事計画を策定する。これに基づき教育研究活動に支障が生じないよう計画的に教員配置を行う。また、事務職員は業務の見直しなどにより人員の配置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この中期目標・中期計画実現のため、必要な教員を確保し、任期付教員や非常勤講師は最小限とし適切な教員配置を行う。〔2019年度の教員数は58名(前年度62名)を確保する。〕</li> <li>・効率的な業務運営を前提に事務職員、定年後の再任用職員、嘱託職員、臨時職員の配置を行うとともに、企画調査室を設置するなど大学改革を推進するために組織体制を整備する。〔2019年度の事務職員数は43名(前年度43名)を確保する。〕</li> <li>・人件費率(人件費/経常収入)を前年度実績 55.9%より改善する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部、研究科及び別科の教員に関する人事計画を策定するとともに、教育課程を遂行するため、必要な教員数を確保し、適切に配置する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護学研究科における退職年齢を超える研究指導教員数の割合を改善し、併せて改善計画を実施する。</li> </ul>
49	<p>(1)-4 経費削減 大学運営全般について効率的・効果的な経費削減を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の奨学金支出は、前年度 92,000千円以下程度とし、現状分析を踏まえ、毎年度見直しを図る。</li> <li>・既定経費の見直しや物品購入の集約化、外部委託など業務を改善し、管理経費を前年度ベースより下回るよう努める。</li> </ul>
5)業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	
50	<p>(1)-1 組織運営の改善 理事長と学長のリーダーシップの下で迅速な意思決定ができるように学内外の情報収集と調査・分析のためのIR機能を強化し、大学改革を着実に推進させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長のもとで学内外の情報収集と調査・分析のためのIR機能を強化し、大学改革を着実に推進する。具体的には、「学生調査によるデータから見る聖泉大学の学生像」をWeb上に発信する。</li> <li>・IR情報(学修時間・学修実態、授業評価結果、学修成果、資格取得等実績、就職等進路にかかる実績及び卒業生に対する調査結果)をもとに、教育研究活動等の改善・改革に活用する。</li> </ul>
51	<p>(2)-1 教育研究組織の見直し ○地域のニーズを踏まえ、時代や社会に求められる学部・学科・領域編成など学部の在り方を検討し、方向性を出す。 ○カリキュラムの改正を行う。合わせて、現在の領域体制を見直し、再編成を行う。 ○研究科領域の検討を行い、国際看護領域を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間学部の定員割れ等の課題を抜本的に検討するため、第三者を含めた委員会を立ち上げ検討を進める。</li> <li>・人間学部の学生確保および退学防止のために、長期履修制度を活用し、通信制高校や単位制高校の不登校傾向のある生徒および就業中の社会人のスムーズな大学への移行を可能にすることを検討する。</li> <li>・公認心理師資格制度の導入に伴う運営体制、教育体制を整備する。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護学部の体制として領域制であるが、カリキュラム委員会を設置し、2021年度からのカリキュラムの改正に向けて検討を始める。</li> <li>・看護学研究科に国際看護領域を新設するための準備を行う。</li> <li>・別科助産修了生に向け、大学院進学希望のニーズ調査を検討する。また、滋賀県の周産期医療の再編計画などの動向を踏まえ、本学の助産師教育課程のあり方として、現在のかたちが良いのか、もしくは大学院化が良いのかについても持続発展的に検討をすすめる。</li> </ul>
52	<p>(3)-1 教育研究業績評価と教員の評価制度 全教員に対してティーチング・ポートフォリオを促進させるとともに教員個人評価を実施し、評価項目及び数値目標の妥当性の検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員は、「自己評価票」に基づき、継続して教員の個人評価を実施する。</li> <li>・授業を担当する全教員は、ティーチング・ポートフォリオの作成を義務化する。</li> <li>・顕著な成果を上げた教員に対しては、教員の表彰制度を継続して実施するとともに、処遇に反映する。</li> </ul>
53	<p>(3)-2 FD活動の推進 教員の資質向上や教育研究活動の改善・向上を図るため、FD活動を推進し、授業改善活動に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FD研修を継続的に実施するとともに、授業科目担当教員に対して、FD研修を全員受講できる仕組みを構築する。</li> <li>・ルーブリック評価についてのFD研修会を検討する。</li> </ul>

54	<p>(3)-3 事務職員の資質向上と事務職員評価の見直し 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員を対象としたSD研修を実施し、大学職員に求められるスキルアップと職能開発を促進するとともに職種やキャリアステップに応じた評価要素を適切に組み合わせ、公正性の高い評価システムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の専門知識の修得や戦略的な企画能力の向上、管理運営能力の向上を目的とするSD研修会(年1回)を実施する。</li> <li>・級別標準職務の種類別に事務職員評価表(態度・能力)の問題点を洗い出しと改善策を作成する。</li> </ul>
55	<p>(4)-1事務等の効率化・合理化 事務処理の内容及び方法について、定期的に点検等を実施し、必要に応じて改善を行うとともに、効率的な事務処理ができるよう事務組織の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の合理化、効率化を図るため、部署の適切な人員配置等について検討する。</li> </ul>
56	<p>(4)-2 経営企画室(仮称)の設置 理事長・学長を直下で支えるため、将来ビジョンに基づく、財務の見通しや中長期計画の策定などを企画立案する組織を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長直属の組織として、企画調査室を設置する。</li> </ul>
<b>6) 内部質保証に関する目標を達成するための措置</b>	
57	<p>(1)-1 内部質保証推進体制の整備 内部質保証の推進に責任を負う組織や責任体制を確立させるとともに内部質保証の方針や内部質保証システムを整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己点検・認証評価委員会において、内部質保証の全学的取り組みを行うため、規程を整備したうえで、内部質保証の方針を策定する。</li> </ul>
58	<p>(2)-1 内部質保証の推進 自己点検・評価に基づき、達成度及び成果をIRを活用して検証することで次年度以降の教育研究活動等を改善し、内部質保証を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学部、研究科レベルの内部質保証を推進するため、学部、研究科等取り組みを見える化(現状、目標、進捗管理)できる手法を構築する。</li> </ul>
59	<p>(2)-2 外部評価の活用 内部質保証の適切性、有効性を客観的に検証するため、認証評価機関による認証評価を受審するとともに、必要に応じて外部の有識者の点検を受ける。評価結果については、改善状況を点検し、教育研究活動等の改善・向上に結びつける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の有識者による客観的評価を受けることについて検討する。</li> </ul>
60	<p>(3)-1 内部質保証システムの確立 自己点検・認証委員会のもとで、学部、研究科等が建学の精神、教育理念並びに3つのポリシー等に照らし、エビデンスに基づく、自己点検・評価を行い、その結果をもとに検証し、改善していくPDCAサイクルを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証システムを確立するため、PDCAサイクルを適切に機能させる。</li> </ul>
<b>7) 学修環境に関する目標を達成するための措置</b>	
61	<p>(1)-1教育研究環境の充実 よりよい教育研究環境を実現するため、機能強化を推進する施設設備の整備や、施設・設備の老朽化対策などを計画的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OPACサーバー更新</li> <li>・学内パソコン(Windows10対応)更新</li> <li>・ネットワーク装置の更新(図書館・看護学部棟)</li> <li>・教職員/バックアップファイルサーバー更新(検討)</li> <li>・現教務システムのサーバーOSサポートの期限終了(平成31年12月末)に伴い、より操作性の高い教務システムへ更新する。</li> <li>・現行プロジェクター等の老朽化に伴い教室のOA機器操作環境を整える(307)</li> <li>・OA機器操作環境整備の2期工事により操作性の充実を図る(408)</li> <li>・教室のカーテンの老朽化に伴いブラインドを設置する(352, 353,302,303,401,402,403)</li> <li>・学食メニューの多様化</li> <li>・新館空調リプレース工事</li> <li>・エレベータ耐震工事</li> </ul>

## Ⅱ 平成31(2019)年度予算の概要

### 1. 予算の編成方針について

2019年度の予算編成に当っては、中期目標・中期計画(2019～2023)を踏まえた事業活動を推進するとともに、安定的な財務基盤を確立していくため、下記のとおり、予算は下記の基本方針に基づき編成する。

#### 【基本方針】

- (1) 当該年度の収入規模(学生生徒等納付金、寄附金、補助金等)に応じた適正な支出規模となるよう収支バランスのとれた予算を編成する。
- (2) 2019年度事業計画を多面的に検討したうえで予算を編成する。
- (3) 組織運営及び人員配置を見直し、事務の効率化・合理化などを図る。加えて、人件費を抑制するとともに、教育研究経費は、教育研究活動に支障がでない範囲で、管理経費は引き続きローコスト経営を徹底する。
- (4) 教育研究環境の整備と老朽化対策等の必要度を勘案して優先順位を明確して整備を進める。
- (5) 健全な財務基盤に向けた数値目標を中期目標・中期計画(2019～2023)を実行することにより、5年後の経常収支差額比率5%を目標とする。

これまで、本学園は、本学の教育研究や学習環境の維持向上のため、教育研究活動への支出に努力を重ねてきた。今後も上記の方針を守りつつ、大学改革を推進し、収支の改善、財政基盤の安定化に向けて取り組んでいく。

### 2. 収支予算書について

#### (1) 資金収支予算書

学生数の確保が厳しい中、補助金等の競争的資金の獲得を積極的に行うとともに、急な支出に対応するため新たに予備費を設けるなど、実行性の高い編成に努めてきた。その結果、翌年度繰越支払資金、は、前年度に比べ82,098千円となった。

#### (2) 事業活動収支予算書

この予算編成方針に基づき必要な新規事業には適正に予算を配分し、効率化が求められる事業等については経費節減を計りながら編成作業を行った結果、2019年度の予算は、基本金組入前当年度収支差額68千円(前年度7,392千円)の黒字となった。

**資金収支予算書**  
平成31年4月1日～令和2年3月31日

資金収支とは、当該会計年度の教育研究活動等に対応するすべての資金の収入・支出の内容を明らかにし、かつ、当該会計年度における支払資金の収入・支出の展開を明らかにするものである。

単位:千円

資金収入の部			
科 目	本年度予算	前年度予算	増 減
学生生徒等納付金収入	788460	811745	△ 23285
手数料収入	11694	12509	△ 815
寄付金収入	5000	5000	0
補助金収入	184404	169504	14900
資産売却収入	0	0	0
付随事業・収益事業収入	51791	62709	△ 10918
受取利息・配当金収入	9	30	△ 21
雑収入	11138	12850	△ 1712
借入金等収入	0	0	0
前受金収入	135915	199825	△ 63910
その他の収入	13347	20683	△ 7336
資金収入調整勘定	△ 142137	△ 186084	43947
前年度繰越支払資金	727904	621966	105938
合 計	1,787,525	1,730,737	56,788

資金支出の部			
科 目	本年度予算	前年度予算	増 減
人件費支出	583,592	588,098	△ 4,506
教育研究経費支出	259,327	274,972	△ 15,645
管理経費支出	109,481	118,939	△ 9,458
借入金等利息支出	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0
施設関係支出	35,843	40,391	△ 4,548
設備関係支出	52,895	48,853	4,042
資産運用支出	200	200	0
その他の支出	35,629	24,198	11,431
[予備費]	2,000	0	2,000
資金支出調整勘定	△ 101,445	△ 92,818	△ 8,627
翌年度繰越支払資金	810,003	727,904	82,099
合 計	1,787,525	1,730,737	56,788

## 事業活動収支予算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

事業活動収支とは、当該年度の事業活動収入と事業活動支出の内容及び基本金組入後の収支均衡の状態を明らかにし、学校法人の経営状況が健全であるかどうかを示すものである。

単位:千円

科 目		本年度予算	前年度予算	増 減	
教育活動収支	教育活動収入	学生生徒等納付金	788,460	811,745	△ 23,285
		手数料	11,694	12,509	△ 815
		寄付金	5,500	5,500	0
		経常費補助金	184,404	169,504	14,900
		付随事業収入	51,791	62,709	△ 10,918
		雑収入	11,138	12,850	△ 1,712
		計	1,052,987	1,074,817	△ 21,830
	教育活動支出	人件費	592,612	594,973	△ 2,361
		教育研究経費	340,732	348,228	△ 7,496
		うち 減価償却額	81,405	73,256	8,149
		管理経費	112,314	121,924	△ 9,610
		うち 減価償却額	2,833	2,985	△ 152
		徴収不能額等	4,210	1,270	2,940
	計	1,049,868	1,066,395	△ 16,527	
教育活動収支差額		3,119	8,422	△ 5,303	
教育活動外収支	教育活動外収入	受取利息・配当金	9	30	△ 21
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		計	9	30	△ 21
	教育活動外支出	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		計	0	0	0
教育活動外収支差額		9	30	△ 21	
経常収支差額		3,128	8,452	△ 5,324	
特別収支	特別収入	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0
		計	0	0	0
	特別支出	資産処分差額	1,060	1,060	0
		その他の特別支出	0	0	0
		計	1,060	1,060	0
特別収支差額		△ 1,060	△ 1,060	0	
〔予備費〕		2,000		2,000	
基本金組入前当年度収支差額		68	7,392	△ 7,324	
基本金組入額合計		△ 26,300	△ 17,000	△ 9,300	
当年度収支差額		△ 26,232	△ 9,608	△ 16,624	
前年度繰越収支差額		△ 1,693,848	△ 1,684,240	△ 9,608	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 1,720,080	△ 1,693,848	△ 26,232	
【参考】					
事業活動収入 計		1,052,996	1,074,847	△ 21,851	
事業活動支出 計		1,052,928	1,067,455	△ 14,527	